

上島町定住促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上島町定住促進条例(平成26年上島町条例第62号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第4号に規定する教育機関)

第2条 条例第2条第4号に規定する「これらと同程度の学力及び技術を取得できる教育機関で規則で定めるもの」とは、国外に本部を置く短期大学及び大学で、私立学校法(昭和24年法律第270号)第4条に規定する所轄庁の許可を受けて国内にその支部として開校されているものをいう。

(申請手続)

第3条 条例第4条第1項の規定による申請の基準日及び期限は、次の表のとおりとする。

奨励措置等	申請の基準日	申請の期限
若者世帯賃貸住宅家賃助成	賃貸借契約を締結し、家賃の支払が発生した日の属する月の初日	基準日から3箇月以内
就業・就職奨励金	就業を開始した日又は雇用契約を締結した日	基準日から3箇月以内
結婚祝い金	婚姻届を提出した日	基準日から1箇月以内
出産・子育て祝い金	出産祝い金の場合 出生届を提出した日 子育て祝い金の場合 該当する学校に入学した日	基準日から1箇月以内
移住ウェルカムプレゼント事業	住民記録がなされた日	基準日から1箇月以内

2 条例第4条第1項の規定による申請は、奨励措置等の交付申請書(別記様式第1号(その1)から別記様式第1号(その5)。以下「申請書」という。)の提出によるものとする。この場合において、町長は、申請者に対し申請内容を証明する次の表に掲げる書類を添付させることができる。

奨励措置等	申請様式	添付書類
若者世帯賃貸住宅家賃助成	別記様式第1号(その1)	住民票(世帯全員)(写し) 賃貸住宅の賃貸借契約書(写し) 世帯全員の住居手当支給証明書 定住意思確認書
就業・就職奨励金	別記様式第1号(その2)	住民票(世帯全員)(写し) 定住意思確認書 新規学卒者の場合 卒業証明書(写し) 就業奨励金の場合 就業を証明する書類 就職奨励金の場合 雇用契約書(写し)(在職証明書)
結婚祝い金	別記様式第1号(その3)	住民票(世帯全員)(写し) 戸籍謄本(写し)又は婚姻届(写し)
出産・子育て祝い金	別記様式第1号(その4)	住民票(世帯全員)(写し)又は戸籍謄本(写し) 出産祝い金の場合 母子手帳の出生証明書(写し) 子育て祝い金の場合 入学証明書(写し)
移住ウェルカムプレゼント事業	別記様式第1号(その5)	住民票(世帯全員)(写し) 定住意思確認書

(奨励措置等の決定)

第4条 町長は、申請書の内容が適正であると認めたときは、奨励金等交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に対して通知する。ただし、申請書の内容が不適正と認めるときは、奨励金等交付申請不承認通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、必要に応じて、審査委員会の意見を聴いた上で、奨励措置等を受ける者の決定又は当該決定の取消しを行うことができる。

3 前項の審査委員会の委員は、副町長、産業建設部長、総務部長及び福祉部長をもって構成する。

(家賃助成金の請求及び交付)

第5条 前条の規定により交付決定通知を受け、若者世帯賃貸住宅家賃助成に係る助成

金(以下「家賃助成金」という。)の交付を受けようとする者は、若者世帯賃貸住宅家賃助成金請求書(別記様式第5号)により、家賃助成金の交付を町長に請求するものとする。

2 家賃助成金の請求は、年3回とし、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める家賃助成金を町が事項に規定する期限までに行うものとする。

(1) 第1期 4月から7月までの家賃助成金

(2) 第2期 8月から11月までの家賃助成金

(3) 第3期 12月から翌年3月までの家賃助成金

3 前項各号に定める家賃助成金は、第1期については8月、第2期については12月、第3期については翌年4月の月末までに請求するものとする。

4 町長は、第1項の規定による請求があったときは、速やかに口座振込みにより家賃助成金を交付するものとする。

(家賃助成者の報告義務)

第6条 家賃助成金を受ける者(以下「家賃助成者」という。)は、申請書及びその添付書類の内容に変更が生じたときは、若者世帯賃貸住宅家賃助成金異動届(別記様式第6号。以下「異動届」という。)により、町長に速やかに報告しなければならない。

(家賃助成金の変更交付決定)

第7条 町長は、異動届を受理したときは、当該異動届に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、当該年度の家賃助成金の変更交付を決定し、若者世帯賃貸住宅家賃助成金変更交付決定通知書(別記様式第7号)により家賃助成者に通知するものとする。

2 変更後の家賃助成金については、変更交付決定日の翌月から交付するものとする。

(返還の通知等)

第8条 条例第6条の規定により奨励措置等により支給した額の全部又は一部の返還を求める場合は、町長は、奨励金等返還通知書(別記様式第8号)により当該奨励措置を受けた者に通知するものとする。ただし、当該返還の額は、故意に資格を喪失した者についてはその全額とし、自己の責めに帰さない事由で資格を喪失した者については町長が別に定める額とする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、平成 32 年 3 月 31 日限りで、その効力を失う。ただし、同日までにこの規則の規定を適用する事由等が発生した場合は、同日後であっても、なおその効力を有するものとする。

別記様式第 1 号(その 1)(第 3 条関係)

上島町定住促進条例若者世帯賃貸住宅家賃助成交付申請書

年 月 日

上島町長 様

申請者 住所
氏名 印

上島町定住促進条例第 4 条第 1 項及び上島町定住促進条例施行規則第 3 条第 2 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額及び内容

(1) 賃貸住宅現況

賃貸住宅住所	
賃貸借契約者名	
実質家賃負担額	円

(2) 交付申請額

若者世帯賃貸住宅家賃助成	円
--------------	---

2 添付書類

- (1) 世帯全員の住民票(写し)
- (2) 賃貸住宅の賃貸借契約書(写し)
- (3) 世帯全員の住居手当支給証明書
- (4) 定住意思確認書(別記様式第 2 号)

別記様式第 1 号(その 2)(第 3 条関係)

上島町定住促進条例就業・就職奨励金交付申請書

年 月 日

上島町長 様

申請者 住所
氏名

印

上島町定住促進条例第 4 条第 1 項及び上島町定住促進条例施行規則第 3 条第 2 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額及び内容

(1) 区分

分類別 (いずれかに○を付ける)	申請額
<input type="checkbox"/> 新規学卒者	10万円
<input type="checkbox"/> Uターン者等のうち配偶者等を有しない者	10万円
<input type="checkbox"/> Uターン者等のうち配偶者等を有する者	20万円

(2) 就業・就職現況

業種名(事業所名)	
就業・就職年月日	年 月 日

2 添付書類

- (1) 世帯全員の住民票(写し)
- (2) 定住意思確認書(別記様式第 2 号)
- (3) 卒業証明書※新規学卒者のみ。
- (4) 就業を証明する書類※就業奨励金のみ。
- (5) 雇用契約書(写し)(在職証明書)※就職奨励金のみ。

別記様式第 1 号(その 3)(第 3 条関係)

上島町定住促進条例結婚祝い金交付申請書

年 月 日

上島町長 様

申請者 住所
氏名

印

上島町定住促進条例第 4 条第 1 項及び上島町定住促進条例施行規則第 3 条第 2 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

結婚祝い金 30 万円

2 添付書類

- (1) 世帯全員の住民票(写し)
- (2) 戸籍謄本(写し)又は婚姻届(写し)

別記様式第1号(その4)(第3条関係)

上島町定住促進条例出産・子育て祝い金交付申請書

年 月 日

上島町長 様

申請者 住所
氏名

印

上島町定住促進条例第4条第1項及び上島町定住促進条例施行規則第3条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額及び区分

分 類 別(いずれかに○を付ける。)		申 請 額
出産祝い金	第1子	3万円
	第2子	10万円
	第3子以降	30万円
子育て祝い金	第3子以降小学校入学	30万円
	第3子以降中学校入学	40万円
	第3子以降高等学校等入学	50万円

2 添付書類

- (1) 世帯全員の住民票(写し)又は戸籍謄本(写し)
※第3子以降を証明するもの
- (2) 母子手帳の出生証明書(写し)※出産祝い金のみ。
- (3) 入学証明書(写し)※子育て祝い金のみ。

別記様式第 1 号(その 5)(第 3 条関係)

上島町定住促進条例移住ウエルカムプレゼント事業交付申請書

年 月 日

上島町長 様

申請者 住所
氏名

印

上島町定住促進条例第 4 条第 1 項及び上島町定住促進条例施行規則第 3 条第 2 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請内容

移住ウエルカムプレゼント事業

2 添付書類

- (1) 世帯全員の住民票（写し）
- (2) 定住意思確認書(別記様式第 2 号)

別記様式第 2 号(第 3 条関係)

定住意思確認書

私は、上島町定住促進条例の規定を遵守し、奨励金等の交付申請に当たり、上島町を愛する町民として、10 年以上の長期にわたり居住します。

年 月 日

上島町長 様

申請者 住所

氏名

印

別記様式第3号(第4条関係)

上島町定住促進条例奨励金等交付決定通知書

年 月 日

様

上島町長

年 月 日付けで申請のあった の奨励措置等について、下記のとおり決定したので、上島町定住促進条例第5条及び上島町定住促進条例施行規則第4条第1項の規定により通知します。

記

1 交付金額等

交付決定措置	金額及び内容

2 交付条件

決定後において適用された奨励措置等の要件を喪失した場合は、速やかに町長へ届け出ること。

別記様式第4号(第4条関係)

上島町定住促進条例奨励金等交付申請不承認通知書

年 月 日

様

上島町長

年 月 日付けで申請のあった の奨励
措置等については、審査の結果、不承認することに決定したので、上島町定
住促進条例第5条及び上島町定住促進条例施行規則第4条第1項の規定により
通知します。

記

不承認の理由

別記様式第 5 号(第 5 条関係)

上島町定住促進条例若者世帯賃貸住宅家賃助成金請求書

年 月 日

上島町長 様

住所

氏名

印

上島町定住促進条例施行規則第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり
請求します。

記

1 請求金額 円

2 期 間 月分(年 月分 から 年 月分 まで)

3 振込先口座情報

金融機関名	銀行 金庫 農業協同組合 支店
預金種目	1 普通 2 当座 3 その他 ()
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

別記様式第 6 号(第 6 条関係)

上島町定住促進条例若者世帯賃貸住宅家賃助成金異動届

年 月 日

上島町長 様

住 所

氏 名

Ⓜ

電 話

(必ず連絡のとれる電話番号を御記入ください。)

上島町定住促進条例若者世帯賃貸住宅家賃助成について、以下の事項に異動がありましたので届け出ます(変更のある項目のみ記入してください。)

異動項目	異動内容	異動年月日	添付書類
住宅部分の家賃額 (共益費、管理費、駐車場 利用料等を除く。)	変更後の家賃額 (月額) 円	年 月分	改定後の賃貸借契約 書 家賃改定通知書等 (写し)
住 宅 手 当 額	変更後の月額 円	年 月分	住宅手当支給を証明 するもの(写し)
住 宅 の 借 主 (家賃支払の証明者)	(フリガナ) 会社・氏名	年 月 日	変更後の賃貸借契約 書(写し)又は貸主変 更証明書等
	電 話		
	〒 住 所		
	管理会社 又は管理者		
転居・転出したとき。		年 月 日	住民票
そ の 他	内容 ()	年 月 日	

別記様式第7号(第7条関係)

上島町定住促進条例若者世帯賃貸住宅家賃助成金変更交付決定通知書

年 月 日

様

上島町長

年 月 日付けで申請のあった上島町定住促進条例若者世帯賃貸住宅家賃助成金異動届について、下記のとおり変更決定したので、上島町定住促進条例施行規則第7条第1項の規定により通知します。

記

1 変更内容等

変更項目	変更内容

別記様式第8号(第8条関係)

上島町定住促進条例奨励金等返還通知書

年 月 日

様

上島町長

上島町定住促進条例施行規則第8条の規定により、下記のとおり奨励措置等の決定を取り消し、奨励措置等により交付した奨励金等の返還を求めます。

記

1 奨励措置等決定の取消し

(1) 奨励措置等名

(2) 取消年月日

年 月 日

2 取消事由

3 返還請求額

返還請求額	円
-------	---